

経済産業省告示第四十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月五日

経済産業大臣 直嶋 正行

本則第一号6を削り、同号7中「（七）、（八）、（十）又は（十一）」を「（七）から（十一）までのいずれか」に、「貨物等省令第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号」を「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第八条第九号から第十三号まで」に改め、同号7を同号6とし、同号8を同号7とし、同号7の次に次のように加える。

8 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第一条第二十二号ロ（四）に該当するもの、同表の三の項の中欄に掲げる貨物であって貨物等省令第二条第二項第二号若し

くは第七号に該当するもの又は同表の五の項の中欄に掲げる貨物であつて第四条第二号イに該当するものうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸入した貨物であつて、輸入した後返送のため輸出するもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）

本則第一号9を削る。

本則第二号7を削り、同号8中「(七)、(八)、(十)又は(十一)」を「(七)から(十一)までのいずれか」に、「第九号、第十号、第十二号又は第十三号」を「九号から第十三号まで」に改め、同号8を同号7とし、同号9を同号8とし、同号8の次に次のように加える。

9 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第一条二十二号ロ(四)に該当するもの、同表の三の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第二条第二項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の五の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第四条第二号イに該当するものうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸出する貨物であつて、輸出した後輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）

本則第二号10を削る。